

改正入管法成立

信頼回復への険しい道のり

どんな国籍や民族であれども、その人の尊厳を重んじて遇し、保護すべき人は確實に守る。そんな入管行政への転換はいつ実現するのだろうか。

外国人の収容・送還のルールを変える改正出入国管理法が、よう成立した。審議の過程で難民認定や収容の現場での耳を疑うような問題が表面化したまなかの轟きだった。

法務・入管当局に向かれた社会の不信は深まつたままだ。法案を押し切った政府と、参院で採決を行なった年、行動をともにした維新、国民党の責任はきわめて重い。

見失われた原点

法案の原点は、最崎界内の入管施設に収容中のナイジエリア人男性が19年、長期収容に抗議しハンストした末に餓死した、あつてはならない死だつた。

刑事手続きの逮捕・勾留と連

い、入管の収容に裁判所の許可は不要で、数年に及ぶこともある。07年から14年間で、入管施設では17人が死亡していた。

入管が人権保障の行き渡らぬ場所であったはずだが、入管行政のあり方を根底から問いかずしてはならない。

このが、有識者の専門部会の議論を経て政府がつくった法案は、「送還を拒み、難民申請を繰り返す人々」の対策を焦点をあてていた。

難民申請の人達は送還しない。現在の規定は、法改正で、3回目の申請以降は適用外となる。

難民認定への疑惑

その一方、改正手続きの保障の観点から多くの國が採る、収容や延長の可否に裁判所などが関与する「みは入れなかった」。在留を望む外国人を受け入れるかどうかの判断は、その国の

国よりも簡単ではない。ただし、少なくとも普通的な人権は認められるべきである」というのが改正を求められている。

審議參與員が3人1組でチェックしたうえで法相が最終判断する」と再提出の年年のことれども、国連人権理事会の特別報告者は、国際人権基準を満たしていない」と指摘した。

法務・入管当局は「申請者にい直すべき面倒だったはずだ。しかし、難民はほとんどいない」というた参考資料の発言を法改正の根拠とした。だが、入管が迅速処理していくと判断した案件を一部の参考文献によると審査拠としていた。だが、入管が迅

い」と取り合わなかった。取扱いの難民認定なり、人の生命や自由とかかわることを、当局だけで決めるしくみが、点半ばな問題の根柢に横たわっている。

不認定が争われた行政裁判では、昨年までの5年間で109件中104件は国が勝訴した。これは、改正手続きの運用が公正さが揺らいでいる。

野党が政府法案の対案を盛り込んだが、政府が独立した審議会による難民認定制度の導入の検討を続けていくべきだ。

これが、憲法健法相は適切な運用の象徴として挙げてきた。しか

れ、改訂法では、保護すべき人は2回の申請までに難民認定

することが必須となる。しかし、現状の認定手続きはもうな

い問題であり、裁判所が1件も不認定の取り消しを命じた」と

て争った結果取り消されたがな

い。だからも、不認定を取り消す判断がすぐと複数出している。

監理人は本人の行動について立場が不安定な当事者が裁判に立つかずしては認められ、支援団体などを対象にしたNPOの調査では「なれない・なりたくない」との答えがあつた。市民の協力を得られない運用にかかることが不可欠だ。

法規による「在留特別許可」を、本人自ら申請できるようになつた。やがて生活基盤がある人の在留を積極的に正規化するなどした。やがて生活基盤があつたのに、両親が正規の在留資格がないための退去を求める事態が生じた。日本で生まれ育つたのと、両親が正規の在留資

格がないための退去を求める事態が生じた。日本で生まれ育つたのと、両親が正規の在留資

格がないための退去を求める事態が生じた。日本で生まれ育つたのと、両親が正規の在留資格がないための退去を求める事態が生じた。日本で生まれ育つたのと、両親が正規の在留資

格がないための退去を求める事態が生じた。日本で生まれ育つたのと、両親が正規の在留資

格がないための退去を求める事態が生じた。日本で生まれ育つたのと、両親が正規の在留資